

社 労 連 第 137 号

平成 23 年 4 月 1 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会選挙管理委員会

委 員 長 廣 瀬 信 博

(公印省略)

平成 23 年度全国社会保険労務士会連合会会長

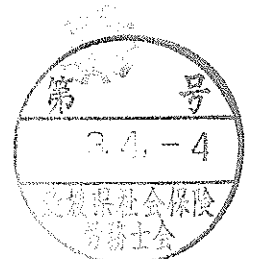
任期満了による選挙について

標記選挙につきましては、先般第 1 回選挙管理委員会を開催し、日程等につき協議したところでありますが、全国社会保険労務士会連合会会長選挙実施規程第 9 条（選挙期日等）の規定に基づき、別紙のとおり公表いたします。

つきましては、同条及び全国社会保険労務士会連合会会長選挙実施規程運営細則第 2 条（選挙の公表）の規定に基づき、選挙管理委員会事務局（連合会事務局）に掲示いたしますとともに、貴会あて通知いたします。

なお、立候補に当たっての書類等が必要な場合は、当委員会事務局へご請求下さいますようお願い申し上げます。

おって、立候補者への周知に関しましては、『月刊社労士』4 月号にて本公表内容を掲載することといたしておりますので併せてご案内いたします。



会長選挙に関する告示

全国社会保険労務士会連合会会長選挙実施規程第9条第2項に基づき、
会長選挙について以下のとおり告示する。

区 分	内 容
選 挙 の 期 日	平 成 23 年 6 月 24 日
投 票 の 場 所	平 成 23 年度 通常総会開催施設内の委員会が指定する投票所
立候補者届出 の受付期間	平 成 23 年 4 月 25 日 より 平 成 23 年 5 月 6 日 まで (上記規定に基づき受付期間は4/25～5/4までの10日間となるが、5/3～5/5まで 祝日に当たるため、同規程運営細則第14条の規定に基づき5/6までとなること)
被選挙人の要件	○ 都道府県社会保険労務士会の個人会員であること ○ 社会保険労務士法第25条の2又は第25条の3の規定による社会保険 労務上の業務の停止の処分を受けた者であって、当該業務の停止の期間 を経過しないものでないこと ○ 所属する都道府県社会保険労務士会の会員権停止処分を受けた者で あって、当該会員権停止の期間を経過しないものでないこと ○ 連合会の理事若しくは監事又は連合会の理事若しくは監事であ った者であること
そ の 他	立候補の届出をするにあたっては、所属する都道府県社会保険労務 士会の推薦を必要とします
提 出 先	全国社会保険労務士会連合会選挙管理委員会 (事務局) 〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館 (全国社会保険労務士会連合会 内) TEL 03(6225)4864 FAX 03(6225)4865

平 成 **23** 年 **4** 月 **1** 日

全国社会保険労務士会連合会選挙管理委員会

